



議案第 七 号

穴嶋地区農村基盤総合整備事業計画についての議決の一部
変更について

次のとおり穴嶋地区農村基盤総合整備事業計画についての議決（昭和五十三年二月二日議決。昭和五十四年九月二十九日一部変更議決）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十六年三月十一日

三朝町長 松 村 喬 成

昭和五十六年三月拾壹日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三 事業の概要中

一 一か所	二一、八ヘクタール	一六二、三〇〇、〇〇〇円
二 集落	六七五メートル	五七〇、〇〇〇、〇〇〇円
	一五七〇メートル	九四六、〇〇〇、〇〇〇円
	二八〇メートル	一一、二〇〇、〇〇〇円

を

一 一か所	二三〇ヘクタール	二一一、〇〇〇、〇〇〇円
二 集落	六七五メートル	七三〇、〇〇〇、〇〇〇円
	一五七〇メートル	一一八、八〇〇、〇〇〇円
	四三〇メートル	一九四〇、〇〇〇、〇〇〇円

に改める。

四 事業費中「三三〇、〇〇〇、〇〇〇円」を「四三三、〇〇〇、〇〇〇円」に改める。

六 事業の実施時期中「昭和五十三年度着手・昭和五十五年完了予定」を「昭和五十三年度から六箇年間に改める。